

厚生文教委員会議事日程表

日 時 : 令和7年7月3日(木) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

○報告事項……………組織機構及び職員紹介について

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	37	財産取得について（令和7年度大阪府G I G Aスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ）	P. 69
2	議 案	38	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 71
3	議 案	39	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 77
4	議 案	40	和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例制定について	P. 83
5	議 案	41	令和7年度和泉市一般会計補正予算（第2号）【厚生文教所管分】	P. 101

分 割 付 託 案 件 内 訳

※ 議案第41号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

○歳出のうち

3 款 民生費

4 款 衛生費（予防衛生費）

9 款 教育費

○債務負担行為補正

（仮称）北西部こども園整備事業

青少年の家改修事業

市民体育館駐車場再整備事業

美術館リニューアル基本計画策定事業

○地方債補正

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

児童福祉施設整備事業

社会教育施設整備事業

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（７名）

委 員 長	浜 田 千 秋	副 委 員 長	友 田 博 文
委 員	大 浦 まさし	委 員	坂 本 健 治
委 員	原 重 樹	委 員	岡 田 勉
委 員	北 川 美 穂		

欠席委員（１名）

委 員 末 下 広 幸

オブザーバー（２名）

議 長 関 戸 繁 樹 副 議 長 吉 川 茂 樹

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	並 木 敏 昭
教 育 長	大 槻 亮 志
福祉部長兼福祉事務所長	西 川 加 恵
市民生活部長	立 花 達 也
子育て健康部長	藤 原 一 也
教育次長兼生涯学習部長	辻 公 伸
教育・こども部長	東 直 樹
教育・こども部教育指導監	上 田 茂 幸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	井 阪 弘 樹	総務課 長	上 岡 繁
総務課長補佐	大 西 摩紀子	総務課議事調査係長	川 崎 由 美
総務課議事調査係主事	香 山 幸 輝	総務課議事調査係主事	北 山 透 也

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○浜田千秋委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

末下広幸委員から欠席の届出がございます。



◎市長挨拶

○浜田千秋委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

浜田委員長、友田副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また関戸議長、吉川副議長には御臨席をいただいておりますことに心からお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、子育て健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○浜田千秋委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎組織機構説明及び職員紹介

○浜田千秋委員長 議事に入る前に、報告事項として、理事者より組織機構説明及び職員紹介

についてお願いいたします。

西川部長。

○西川加恵福祉部長兼福祉事務所長 福祉部長の西川です。

組織機構の説明及び令和7年4月1日付の人事異動に伴いまして異動、昇任のありました課長級以上の職員紹介をさせていただきます。

厚生文教委員会関係行政機構図1ページをお願いいたします。

4月1日現在の機構図をお示ししておりますので、並木参与の記載がございますが、副市長就任に伴い、7月1日以降、参与は設置されておられません。

次に、福祉部を御説明させていただきます。

1ページと2ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、広域事業者指導課の1室4課体制となっております。職員数は105人です。

次に、異動のありました課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 はい、立花部長。

○立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

市民生活部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

厚生文教委員会関係行政機構図の3ページと4ページを御覧願います。

まず、組織機構につきましては、市民室、保険年金室、くらしサポート課の2室1課体制で、職員総数は97人でございます。

続きまして、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 はい、藤原部長。

○藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

子育て健康部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

厚生文教委員会関係機構図の5ページから6ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、子育て支援室、健康づくり推進室の2室体制で、職員数は64人でございます。

次に、異動のありました課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 はい、東部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

続きまして、教育・こども部を紹介させていただきます。

行政機構図の7ページから9ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、教育総務課、学校園管理室、学校教育室、こども未来室の1課3室体制でありまして、市立の小学校18校、中学校8校、義務教育学校2校、幼稚園2園、保育所9園を所管しております。なお、職員数は市立学校の調理員、用務員、講師、市立幼稚園・保育所の職員を合わせまして総数327人です。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員の紹介と機構改革の内容について説明いたします。

(職員紹介)

学校教育室については、教育指導担当、教育センターについて、機構改革により、教育推進担当、児童生徒支援担当に改めてございます。

それでは、学校教育室の紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 はい、辻部長。

○辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

生涯学習部の組織機構と役員を紹介させていただきます。

行政機構図の10ページです。

まず、組織機構につきましては、生涯学習推進室、文化遺産活用課、久保惣記念美術館の1室1課1館体制で、職員数は41人です。

次に、異動のありました課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 組織機構説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。

恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



◎委員会審査

○浜田千秋委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第37号 財産取得について（令和7年度大阪府G I G Aスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ）

○浜田千秋委員長 議事第1、議案第37号 財産取得について（令和7年度大阪府G I G Aスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ）を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、上田教育指導監。

○上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田でございます。

議案書69ページをお願いします。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第37号 財産取得につきまして御説明申し上げます。

本案件は、市が財産を取得するに当たりまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、令和7年度大阪府G I G Aスクール構想の実現に係る学習者用コンピュータでございます。

次に、契約方法は随意契約でございますが、今回のG I G A端末の更新につきましては、国の補助要件が共同調達となっていることに鑑み、本市も共同調達に参加し、大阪府が実施する入札に基づき、当該企業と落札した単価にて和泉市随意契約ガイドライン第2号により随意契約を締結するものでございます。

次に、取得予定価格は8億8,069万8,621円で、取得の相手方は、令和7年度大阪府G I G Aスクール（i P a d O S）共同企業体代表構成員、日本電通株式会社代表取締役社長川副和宏でございます。

次に、70ページをお願いします。

参考資料としまして、納入場所、納入期限、取得内容を記載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第37号 財産取得についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。市民未来の会、大浦でございます。

今回、G I G Aスクール構想により令和2年度から導入されました学習用端末のことなんですけども、現在使用してる学習用端末のO Sというのはウインドウズなんですけども、なぜ今回ウインドウズではなく i P a dに変えたのかということがまず疑問に思っております。

子どもたちはもちろんですけども、先生たちにとってもようやく使い慣れてきてまして、学習において様々な創意工夫をこれまでしていくような段階ではないかと思えますし、同会派の谷上議員も郷荘中学校の公開授業なんかを見て同じようなことを感じたと言っております。高校に進学した際に必修科目になっております情報 I という授業においても C h r o m e O S が利用されているとも聞いております。

さらに、社会人になってからもほとんどの企業でウインドウズが使用されて、ウインドウズを利用しておくほうが将来にとって利益があるというふうに考えておるんですけども、なぜわざわざ i P a d になったのかというその経緯と理由をお聞きいたします。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

まず、G I G A端末の更新については、国の補助要件が共同調達となっていること、大阪府にて共同調達が実施されることから、本市も共同調達に参加し、G I G A端末の更新を行うこととしたものです。

O S については、大阪府が主催する共同調達協議会における C h r o m e O S、ウインドウズ O S、i P a d O S、それぞれの O S の性能や特徴を研究する部会の全てに参加した上で、学校の意見や現状も確認しつつ、総合教育会議にて性能を比較しながら i P a d O S を

調達する方向性を整理してきました。

最終的に i P a d O S を選択した視点としましては、ログインに時間がかかることなく、全員がスムーズに授業で活用できる起動や動作の速さと、小学校低学年からスムーズに活用できる直感的な操作性です。加えて、端末の軽さ、カメラの機能性、操作性についても選択する理由の一つとなりました。

以上です。

○浜田千秋委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 市として大阪府の3つの部会での研究に参加して、そして、学校の意見や現状も確認しながら、総合教育会議にも諮った上で i P a d を採用することに至ったということは分かりました。

それぞれの性能を比較した上で、現在より子どもたちにとってよりよい端末であると、i P a d が選ばれたということではありますけども、ウインドウズから i P a d に端末が変わった一定の期間においては、この使い方というか操作等で必ず戸惑いが生じるということが予想されるところであります。

以前、議会において、学習用端末の利用状況が学校ごとで格差があって改善するようということでもこちらも求めてまいりましたが、今回更新することによって、先生方への支援等を含めた市の対応策についてお聞かせください。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

i P a d はスマートフォンと同様に操作できるものであり、多くの小・中学生が使用経験のある端末であることから、戸惑いを感じるものではないと考えておりますが、更新される前段階として、7月、8月に I C T 担当教員と希望する教員対象の研修を複数回実施するほか、導入後には全校に向けた操作方法を中心とした研修を順次行ってまいります。児童・生徒へも変更点を中心に説明を行うとともに、I C T 支援員も活用し、丁寧に支援を行ってまいります。

以上です。

○浜田千秋委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

多くの小・中学生が使用経験のある端末であることから戸惑いを感じるものではないということではっきり答弁されてますが、いや、戸惑うと思いますけどね。

i P a d の性能が幾ら良かったとしても、操作に慣れなかった場合、操作に慣れないからという理由で端末の活用機会が減ってしまうことになってはもう本末転倒だと思うんです。大人と違って、子どもたちは多様な機種に慣れておくのも学びになるものだというふうにも思いますけども、働き方改革で教員の働き方が問題視されてる中、教員の皆様にはまた覚え直しという再び御苦勞をかけることになるかなと思います。

市の教育委員会の皆様におきましては、子どもたちのみならず、教員に対しての丁寧なサポートを行っていただき、ぜひ新しい端末を子どもたちの学びに役立ててもらいよう願いをして質問を終わります。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 今もちょっと質問がありましたけども、8億8,000万円ほどかけて随意契約でと、この方法論もいろいろやと思いますが、ちょっと制度的に理解できてない部分もありますので、その辺の制度を含めまして、今の質問とちょっとダブるかも分かりませんが、i P a d にした理由について改めてもう一度お願いします。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

まず、調達方式については、買取りとリースで使用想定期間を5年として比較した場合、端末一式のリースに係る費用総額は買取り時の費用総額よりも高額になること、加えて、リース料率は補助対象外となることも含め、買取りとしたものです。

次に、OSについては、大阪府が主催する共同調達協議会におけるC h r o m e O S、ウインドウズOS、i P a d O S、それぞれのOSの性能や特徴を研究する部会の全てに参加した上で、学校の意見や現状も確認しつつ、総合教育会議にて性能を比較しながらi P a d O Sを調達する方向性を整理してきました。

i P a d O Sを選択した視点としましては、ログインに時間がかかることなく、全員がスムーズに授業で活用できること、小学校低学年からスムーズに活用できる直感的な操作性です。加えて、端末の軽さやカメラの機能性、操作性についても選択する理由の一つとなりました。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 こういう認識でいいのかどうか知りませんが、和泉市がウインドウズか

ら i P a d になったということは先ほど言われましたけど、要するに、3つあって掛けるリースですから2で6個選択機があって、そこから和泉市が i P a d の買取りを選んだと、こういうことになりますよね。その辺は。

i P a d というのは、私の個人的なあれでいけば高いやろうと。正直。i P a d というの一番高いん違うんかという気がしとるんですけど、これはもう私の感想も含めての話なんで、現実どうこうという問題ではないですけども。

それで、今回の8億8,000万円をやったら、補助的な資料も頂いておりますので、1人当たりといえますか、1台当たりでいけば5万4,087円になるという、そういうことなんですけれども、その辺でちょっと確かめて聞いておきたいんですけども、今使ってるウインドウズの機器がありますよね、ハード面の機器がありますよね。これはどうなるんですか。一緒に引き取ってもらえるのか、処分せなあかんのか。現在使ってるやつですよ。新しいのに替えるわけですから。その辺はどうなるんでしょうか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

現在使用している端末につきましては、国が提示する処分方法に従い、データを適切に削除した上で今年度中に処分予定でございます。

なお、処分に係る費用につきましては、令和7年度予算で既に御可決いただいているものでございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 予算もついてるし処分せないかんとか、当然処分せなあかんことになりますよね、その辺は。これ、もったいない話やなとは。私らはアナログですので、もうちょっと使えんのかいなというような発想がありますけど。

実際には今回、和泉市でいけば1万6,283台ということなんですけど、これは和泉市のあれであって、ところが、府内でこれが何ぼになるんか知りません。簡単に言うと。何十万台だかもっと超えるのか、何台で。全国で何百万台、1,000万台とか、そういう単位のものになると思うんですよ。それが大体5年に一回やってくるというのは、そういうものを作ってる大手にとにかくあれをしたような制度だなとは思いますが。

ついでにちょっとネットで見ましたら、i P a d というのは和泉市を含めて6市が手を挙げてる。ただ、どこの市が手を上げるかなんて分からへん話ですからあれですけども。何で

そんなこと言うかといったら、じゃ、i P a dは何台になりますというのが手を挙げた後でないと分からへんのやね。分かりますか。6市が、これを全部足したら幾らか知りませんで。和泉市は1万6,000円なんやけど、実際i P a dですよと言ったのが20万円になるのか30万円になるのか100万円になるのか分からへんという。で、ウインドウズも当然そういうことでのやつをやってるしということには当然なってくるんですけども。

1つだけここで確認したいというのは、これ、先ほどもちょっと答弁の中であったと思いますけども、リースになるといわゆる補助対象外になるみたいな言い方をしたと思いますけども、ちょっと逆に、こういうものを購入するときというのは、共同調達でしますから随契ということになったんでしょけども、共同調達以外でやったとしますやん。仮に。高くなるでしょうが。仮にやったとしますやんか。そしたら、補助金というのは出ないものなんですか。共同調達して補助金が出るというのは聞きましたけども、逆に共同調達をしないで市が直で購入みたいなあれをしたときに、ほんだらもうこれはいわゆる補助金が出ないものなんですか、どちらですか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

今回のi P a d調達においては、共同調達以外での補助金はございません。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということですよ。だから、本当に3分の2が簡単に言ったら補助金で、あとの3分の1は地方交付税に算入されるだろうみたいな話になっとうですけども。

市として見たら、簡単に言ったら共同調達以外では、i P a dだけじゃないでしょうけど、i P a dの調達ではと言いましたけども、ほかも含めてそうなんでしょうけども、だから、もうするよりほかしようがないということで言えば、これはしようがないかという感じはするんですけども。

それで、この共同調達して随契でということになって、結局は本当にどこが最後もうけるんかよう分かりませんが、大手のそういうものを作るところの物を補償してる制度だろうなという感じはしますね、はっきり言って。それで和泉市がどうこうということでは当然ないんですけども。

そこで、もうこれは最後の質問ですけども、今回の調達する端末そのものというのは、先ほど5年云々というのがありましたけども、いつまで使用できるものなんですか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

次の更新時期については、一般的な使用年数を踏まえたと、およそ5年後になるのではないかと考えております。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。

和泉市の責任やら全体のこのやり方の話が主な問題点ではあるかとは思いますが、別に反対するわけやないですけども、和泉市としてはこうせざるを得ないという問題はあるでしょうけども。およそ5年ごとにこういうものが出てくるということになりますと、相当の、和泉市は1万6,000台ほどですけども、全国あるいは都道府県でいえば相当の数を補償されてるというものなんだろうというふうに思いますので、その辺はここで指摘してもどうにもなるものでもございませんけども、意見として申し上げておきたいというふうに思います。

終わります。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第37号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第2、議案第38号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

東教育・こども部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議案書71ページをお願いいたします。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第38号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

まず、本条例自体は、市が家庭的保育事業等の設置に係る基準を定めるもので、この条例において、家庭的保育事業等は、保育内容支援や代替保育等に係る連携協力を行う保育所等を連携施設として確保しなければならないとしております。今回の改正は、国基準の改正に基づき、この連携施設の確保、適用除外に係る規定を改めるものでございます。

それでは、具体的内容を説明させていただきます。

議案書72ページをお願いいたします。

まず、第6条第1項に関しましては、規定の改定に伴う文言を改めるものでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

同条第2項では、家庭的保育事業者等が保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合の適用除外規定を規定するもので、第1号では、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保することを、第2号では、家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化され、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられてることを適用除外の要件として規定するものでございます。

次に、74ページをお願いいたします。

同条第3項では、前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型事業者もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者であって、保育内容支援につい

て連携協力を行うものであることを規定するものです。

また、同条第4項では、家庭的保育事業者等の職員が病気、休暇等により保育を提供できない場合に連携施設が代わって保育を提供する代替保育の適用除外規定を定めており、第1号のアとイは改正前より規定されていた適用除外の内容となっており、今回の改正では第2号の規定が加えられ、市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のための必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難な場合の代替保育について適用除外とすることを規定するものでございます。

第5項は、第4項における代替保育連携協力者を規定しています。

次に、75ページをお願いいたします。

第6項、第7項は、第2項、第3項の追加に伴い、項の番号を改めるものでございます。

次に、附則第4項は、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に係る経過措置期間を5年延長し、15年とするものでございます。

最後、76ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、本市において、この改正により影響を受ける家庭的保育事業者等はございません。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第38号についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第38号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第3、議案第39号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
議案の説明をお願いします。

東教育・こども部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議案書77ページをお願いいたします。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第39号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

まず、先ほど御審査いただきました議案第38号での家庭的保育に係る条例は家庭的保育事業等の設置に係る基準を定めるものに対し、議案第39号に関する条例は、保育園、認定こども園等の特定教育・保育施設と家庭的保育事業等の地域型保育事業の両者に係る運営の基準を定めるもので、性格が異なるものでございます。

なお、本議案の改正も、国基準の改正に基づき、この連携施設の確保、適用除外に係る規定を改めるもので、先ほどの議案が設置の基準に関する条例改正であることに對し、本議案は運営の基準に関する条例改正でございます。

つきましては、設置基準の改正と連動した運営基準の改正となるため、内容自体は先ほどの議案第38号と同様になるものでございます。このことから、具体の条例改正の内容については、簡潔に説明させていただきます。

議案書78ページをお願いいたします。

第37条及び議案書79ページ、第42条第1項に関しましては、規定の改定に伴う文言を改めるものでございます。

次に、80ページの同条第2項、第3項については、保育内容支援に係る内容を規定するもので、81ページの同条第4項、第5項については、代替保育に係る内容を規定するものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。

第6項から第11項は、第2項、第3項の追加に伴い、項の番号を改めるものでございます。

附則第5条についても、経過措置期間を5年間延長し、15年とするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、本市において、この改正により影響を受ける事業者等はございません。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第39号についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第39号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第4、議案第40号 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例制定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

辻生涯学習部長。

○辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第40号 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例の全部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の83ページでございます。

まず、提案理由でございますが、和泉市立青少年の家について、既存の機能に加え、南部地域のにぎわいの創出並びに人々の交流の場及び癒やしの場の提供に関する機能を備えた新たな施設としてリニューアルを行うべく、名称を改めるとともに、利用料金制の導入、新たな供用施設の追加、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、内容でございます。

本条例案は、青少年の家の大規模なリニューアルに伴うもので、現行規定と比較していただきたく、新旧対照表により御説明申し上げます。

91ページから100ページを御参照願います。

まず、名称でございますが、和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例と改めるものでございます。

次に、第1条は、設置目的として、「人と自然とのふれあいの中で、広く市民の生涯学習を推進するとともに、南部地域のにぎわいの創出並びに人々の交流の場及び癒やしの場の提供による地域の活性化を図るため、和泉市立槇尾山レクリエーションセンターを設置する」と改めるものでございます。

次に、第3条の事業でございますが、「（1）自然を活かした生涯学習の推進に関すること。（2）地域のにぎわいの創出及び人々の交流の促進に関すること。（3）施設の貸与に関すること。（4）入浴施設の提供に関すること。（5）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること」と改めるものでございます。

96ページをお願いします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、第12条にて従来の使用料から利用料金制への改正を行うもので、98ページの別表第1中にその金額を記載させていただいております。

居室の区分として、日中利用の午前10時から午後4時までの基本利用料金の額は3,000円として、2人までの額としています。ただし、大人1人増えるごとに1,000円、小人1人増えるごとに400円の額を加算するものでございます。

99ページをお願いします。

次に、宿泊利用の午後4時から翌日午前10時までの基本利用料金の額は4,800円とし、同じく2人までの額としています。ただし、大人1人増えるごとに2,000円を、小人1人増えるごとに800円を加算するものでございます。

次に、テント施設の区分として、午前10時から翌日午前10時までの基本料金は、小人400円、大人800円です。

野外炊飯施設の区分として、午前10時から午後4時まで及び午後4時から午後10時までの基本料金は、いずれも小人200円、大人400円です。

入浴施設の区分として、浴場の基本料金は小人250円、大人500円です。サウナ施設の基本料金は、一般利用2,000円、貸切り料金（2時間）6,000円。

多目的室の区分として、1時間1,000円と設定しております。

なお、備考には、年齢設定の区分や市民等以外の利用に係る料金などの諸条件を記載しています。

97ページに戻っていただきまして、第15条にキャンセル料の規定を設けています。

その他、各条につきまして、名称変更や利用料金制の導入に伴う規定の整備を行うものです。

最後に、88ページに戻っていただきまして、附則でございますが、本条例の施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

また、補足資料にはこの条例改正の概要を記載しておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第40号 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例の全部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

何点か確かめの上で聞きたいんですけども、今回ののは、青少年の家条例を名前も含めてですけれども実質全部変えるということになるんだというふうに思いますけれども、91ページで新旧であれを載せていただいておりますので、基本的な点だけ伺いたいんですが、この青少年の家条例というのは、社会教育法の趣旨に基づき、青少年の家のほうのあれができてるといふふうになってるんですけども、今回のレクリエーションセンター条例には、その辺の文言が全く消えてるとというのが私は一つの特徴なんだろうというふうに思うんですけども、その辺ではどういうふうな考えなのか含めて、基本中の基本みたいな話ですが、ちょっと答弁をお願いします。

○浜田千秋委員長 橋本課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

本施設につきましては、老朽化の問題に加えて、青少年の健全育成の活用にとどまっておりますが、社会教育の観点のみならず、広く生涯学習の推進を掲げた施設として、幅広い世代の方に愛着を持って御利用をいただけるよう、新たな機能を追加することで市民サービスの向上を図るべく、リニューアル計画を進めてまいりました。

改修内容といたしましては、居室等のリニューアルに加え、特に冬場の閑散期の利用促進を図るため、新たにサウナ施設を設置するほか、日帰り入浴の導入や少人数での宿泊利用を可能にするなど、ハード・ソフト面両面から施設を一新するものでございます。

以上でございます。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 いわゆる青少年の健全育成施設活用にとどまらずということ言ってるんですけども、じゃ、もう端的に確認ですけども、社会教育法の趣旨に基づいた施設なのか。リニューアルした今回の新たな分ですよ。ちょっとその点だけはっきりさせておいていただけますか。

○浜田千秋委員長 橋本課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

当該施設は、広く市民の生涯学習の推進を行うべくリニューアルを行うもので、青少年の野外活動の推進も引き続き行っていくことから、社会教育法の趣旨にも基づいた施設でございます。

以上でございます。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 趣旨にも基づいたものやということなんですけども、それはそれなんですけど、何でこんなことを言うかというたら、社会教育法に基づくということをやってしまうと、ただの旅館かというか、レクリエーション施設かみたいな、条例上の話ですよ、なってしまうということで改めてそれをしたんですけども。

じゃ、しつこいようなんですけども、青少年の家を造るときというのは当然補助金を得て造ったんやというふうに思いますけど、こういう趣旨を全く変えると返還金を言われる場合がありますよね、趣旨を全く変えてやってしまうというか。補助金の返還という、そういう必要は全くないということではないんですね。

○浜田千秋委員長 橋本課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

本施設は、公立社会教育施設整備費補助金5,500万円を活用し、平成元年4月に供用を開始いたしました。

今回のリニューアルについては、同施設の既存の機能を拡充させるものであり、補助金等に係る予算の適正化に関する法律で禁止されている取壊しや転用などの財産処分には該当しないものでございます。したがって、補助金の返還は必要ありません。

以上でございます。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 補助金の返還はないというふうに、これはこれで聞いておきます。

次に、お金の問題なんです。

簡単に言うと使用料から利用料金になるということなんですけども、もっと言えば、青少年の家の場合は使用料か、として。多分。間違ってたら訂正してくれたらいいですけど、和泉市にその料金というのは入ってたと思うんですね。それで和泉市が、簡単に言えば指定管

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

理料として、それを含んでるか含んでないかは別としてやってたというのが今まで青少年の家の中身だと思いますけども、今度利用料になって、結局、これはストレートに指定管理者に収入として入ってくるものというふうに思うんですけども、そういうことを含めてお金の、いわゆる利用者が利用する使用料、利用料、どちらでもいいですけども、その辺を変更した理由についてちょっとお聞かせください。

○浜田千秋委員長 橋本課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

使用料から利用料金制に改正する理由につきましては、事業者の持つ集客や運営ノウハウを生かし、施設の活性化と何よりも市民サービス向上を期待し、企業努力により新たな事業展開を行っていくべく、利用料金制へと改正するものでございます。

以上でございます。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということですね。

要するに、否定もしてないからそうやと思いますが、今回の利用料金というのは、指定管理者に直で入るというふうになってくる。直で入るということは、指定管理者が頑張れば簡単に言うたらようけ入ってくるといいますか、そういうものだからということなんだという、表現が私は露骨ですけども、ということで指定管理者も頑張るだろうということなんです。

もともと青少年の家は、なかなかもうけるとかそういう発想を度外視して、だからこそ社会教育法に基づいて造られてきたという経過はあろうかというふうに思いますけど。

じゃ、最後になりますけど、確かめで、今、何か指定管理者の公募云々ということもあるようですけども、普通で言えば、指定管理料を払ってましたと。払ってましたといいますが、指定管理者に払ってましたということになるんですけども、今度利用料が、そこでやったものが指定管理者に入るというふうになると、それがどうなんか分かりません、幾らになるんか分かりませんが、その分は普通指定管理料が安くなると、普通考えて、というふうに思うんですけども、その辺はどうなるんでしょうね。その辺をお答えください。

○浜田千秋委員長 橋本課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

指定管理料や事業内容につきましては、補足資料にも記載させていただいておりますが、

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

補正予算を御可決いただいた後、本年7月末頃に指定管理者の公募を行い、10月に予定をしているプロポーザル方式により、指定管理者の選定の際に事業者から提案を受けることになっております。

以上でございます。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 要するに、プロポーザル方式でやって、今募集してる指定管理者から簡単に言うたら提案を受けるということになるので、例えばこれ、いいかげんな額なんだけど、4,000万円出してたところが200万円ほど収入を得るから3,800万円がいいですわと、そういう具体的なことを含めて提案を受けるということですよね、簡単に言うと。指定管理料も含めて提案を受けるという、そういうことでいいんでしょうか。数字の話じゃなくて、そういう考え方でいいんですよね。

○浜田千秋委員長 橋本課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

委員のおっしゃるとおり、事業者から提案を受けるものになります。

以上でございます。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 今やってる最中なので具体的な話にはなりませんということなんだろうと。ほんで提案そのものも収入をどう、いわゆる何人の人に利用してもらうかということを含めて、収入をどうとにかく考えて、考えてというか予想して、その分の指定管理料も含めて提案をしてもらうということで。

今、それは数字は言えないし、それぞれの事業者から提案を受けるものというふうになるので言えないことは分かりますけど、ただ、忘れてもらっては困るのは、一番最初の社会教育法に基づいた施設であるということには違いないので、もうけをどうこうということではないと思いますので。利用者が多く活性化されるという面はあるんでしょうけども、その辺は社会教育施設なんだということを忘れないように、運営も含めて今後やっていただきたいということは申し上げておきます。

以上で終わります。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第40号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号 令和7年度和泉市一般会計補正予算(第2号)〈厚生文教所管分〉

○浜田千秋委員長 議事第5、議案第41号 令和7年度和泉市一般会計補正予算(第2号)の本委員会所管部分を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

議案第41号 令和7年度和泉市一般会計補正予算のうち、こども政策担当所管分について御説明させていただきます。

議案書107ページをお願いします。

中段、子ども家庭相談事業の12委託料、こどもの生活支援拠点事業委託料570万7,000円及び事業所選定に係る委員報酬などの費用を計上しております。

内容については、補足資料をお願いします。

厚生文教委員会所管分、議案第45号、補足資料3ページのほうをお願いします。

2、補正理由及び概要についてですが、本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法において市町村業務として位置づけられた児童育成支援拠点事業であり、児童虐待やヤングケアラーなど困難を抱える小・中学生を対象とした生活支援を行う拠点、子どもの居場所1か所を運営する委託料となっております。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

3、委託事業内容については、①開所日数、時間は週3から5回、15時から20時頃を、②利用する児童は週1から2回の通所を予定し、今年度は1日の利用人数は5から7人を想定しています。③提供する支援としては、指導員など2名を配置し、食事などの生活支援、宿題などの学習習慣の形成のための支援、子どもや家庭の相談支援、関係機関との情報共有や連携などを行います。なお、利用する児童のニーズに応じ、具体的な支援内容については事業所と市で協議の上、決定いたします。

最後に、4、スケジュールですが、補正予算成立後、事業所の募集選定を行います。事業所が決定した後は事業内容の打合せや対象児童の選定などの準備を行い、来年1月からの事業開始を予定しております。

以上、御説明を終わります。

○浜田千秋委員長 大内課長。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

続きまして、学校園管理室所管分及びスポーツ振興担当所管分につきまして、関連いたしますので、続けて御説明いたします。

議案書107ページをお願いいたします。

ページ中段の（仮称）北西部こども園整備事業の14工事請負費において、（仮称）北西部こども園整備工事費4億8,196万円を計上しております。

次に、議案書109ページをお願いいたします。

ページ下段の体育施設管理運営事業の14工事請負費において、市民体育館駐車場再整備工事費2,216万円を計上しております。

その内容につきまして、補正予算補足資料により御説明いたします。

補足資料の4ページをお願いいたします。

まず、1、補正の理由は、公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針に基づき、国府幼稚園と和泉保育園を統合し、旧教育センター等の跡地に公立認定こども園として令和9年4月に（仮称）北西部こども園を開園すべく、その整備に係る工事費及び給食用備品購入費等に係る補正予算を計上しようとするものです。

また、当該こども園の整備に併せて行います同一敷地内にある市民体育館駐車場の再整備について、同様に工事費等に係る補正予算を計上しようとするものです。

次に、2、補正の内容は、両事業とも令和7年度、8年度の2か年の債務負担行為により取り組むもので、（1）こども園におきましては、2か年の全体で工事費が12億490万円、

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

工事監理費が3,183万6,000円、給食用備品購入費が2,180万円で合計12億5,853万6,000円となっており、工事費について、前払い金分を令和7年度の現計予算に計上しております。財源内訳は国費、市債、一般財源となっており、金額等は記載のとおりです。

次に、（２）市民体育館駐車場においては、同じく2か年事業で工事費が5,540万円、工事監理費が146万4,000円で合計5,686万4,000円となっており、こちらも工事費について、前払い金分を令和7年度の現計予算に計上しております。財源内訳は市債、一般財源となっており、金額等は記載のとおりでございます。

なお、整備工事は一括での発注を予定しております。

続いて、資料5ページをお願いいたします。

3、こども園の施設概要につきましては、まず、計画地は図にお示しのとおり、市民体育館及び総合福祉会館の西側に隣接する場所で、施設の配置計画としましては、新築園舎の南側に園庭、北側に駐車場を整備する計画となっております。敷地面積は2,931.68平方メートル、延べ床面積は1,811.15平方メートルで、構造規模は鉄筋コンクリート造の地上2階建てとなっております。整備する主な諸室としましては、1階はゼロ歳から2歳の保育室、小遊戯室、職員室などで、2階は3歳から5歳の保育室、会議室などとなっております。

次に、資料6ページをお願いいたします。

1階、2階の平面図を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、4、給食用備品については、納品及び設置は令和8年度に実施しますが、給食用備品の据付け位置や給排水位置、給水等の配管の接続位置等について、基礎工事等が開始される前までに工事施工業者と調整する必要があること、また、備品の種類、数量が多数となり、発注から納品まで期間を要することから、令和7年度中に受注事業者を選定する必要があるものです。

なお、購入を計画する主な備品は一覧のとおりです。

次に、資料7ページをお願いします。

5、定員、名称等については、国府幼稚園は定員を大きく下回り、和泉保育園ではおおむね定員どおりになっているのが現状です。現在、北西部地域では待機児童は発生しておりませんが、保育ニーズの増加傾向も考慮し、（仮称）北西部こども園では、現状の入園者155人を上回る183人の定員を想定しているところです。

なお、今後の利用申込みが多くなれば、定員の変更や定員の弾力的な運用が可能な範囲での受入れも検討していくこととしています。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、（仮称）北西部こども園の名称については、公募を予定しており、9月には広報やホームページ等で周知、募集を開始し、12月には名称案を確定し、令和8年市議会第1回定例会に提案する予定です。

次に、国府幼稚園と和泉保育園の跡地についてですが、両園とも借地であるため、新園が開園予定の令和9年度に園舎等を除却した上で所有者にお返しし、借地の解消を予定しています。

こども園部分の説明は以上です。

○浜田千秋委員長 富岡課長。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

続きまして、同じ資料により、市民体育館駐車場の整備内容及び両事業のスケジュールについて御説明いたします。

補足資料7ページをお願いします。

6、工事概要ですが、ページ左側が工事前の配置図で、現在の駐車台数は60台でございます。右側に配置計画図を掲載していますが、水色の網かけ部分が整備後の市民体育館駐車場部分で、駐車台数は66台となります。また、工事期間中は駐車場が使用できなくなるため、右側赤枠部分を代替の駐車場として40台確保する予定でございます。

資料8ページを御覧ください。

次に、7、駐車場管理システムについては、下記表のとおりゲート式とカメラ式とを比較し、経費や安全面、未精算出庫の対策、満車時の入場規制の観点からゲート式を採用いたします。

最後に、8、スケジュールにつきましては、今年の7月末から新園の計画地にあります旧の教育センター及び庁舎分館の解体除却工事に着手し、その後、令和8年1月から令和9年の2月まで園舎の新築工事、その後、開園の準備、引っ越しを行い、令和9年4月の開園をめざします。

また、市民体育館駐車場については、令和8年8月から駐車場課金システムや舗装工事をを行い、令和9年4月に供用を開始する予定です。

なお、工事の請負契約締結及び給食用備品の財産取得に係る議案について、本年の市議会第4回定例会に提案する予定です。

説明は以上です。

○浜田千秋委員長 森口課長。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

続きまして、生活福祉課所管部分につきまして御説明いたします。

議案書107ページをお願いいたします。

ページ下段の生活保護等事業、12委託料において、生活保護システム改修委託料追加として380万2,000円を計上いたしました。

補正理由につきましては、2点あります。1点目は、生活扶助基準額に1人当たり月額1,000円を特例化として加算されているものに、令和7年10月から追加で500円が加算された合計1,500円を令和7年10月から令和9年9月を対象期間として特例的な対応措置をするためです。2点目は、生活保護受給者に係る統計調査の調査項目追加に対応するためです。以上の2点について生活保護システム等の改修の必要があり、補正予算を計上したものです。

なお、今回の生活保護システム等の改修に対する補助金として、生活保護システムに係る補助率は2分の1、中国残留邦人等支援給付システムに係る補助率は10分の10を生活保護等事業費補助金として歳入にて計上しております。

説明は以上です。

○浜田千秋委員長 藤原課長。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

続きまして、健康増進担当所管分について説明させていただきます。

議案書107ページをお願いいたします。

107ページ下段から108ページ上段の一般健康教育相談事業、18負担金補助及び交付金において、こども医療用ウィッグ購入費等助成金として10万円を計上いたしました。

内容につきましては、補足資料9ページをお願いいたします。

2、補正の理由及び概要についてですが、学童、思春期という多感な時期における脱毛症状による外見の変化は、子どもにとっては精神的負担や不安で不登校といった状況になることやいじめ等につながることも考えられます。令和7年3月策定の和泉市こどもまんなか計画の中で、配慮が必要な子どもへの支援を行うこととしておりますので、脱毛症状による外見の変化に悩む子どもの身体的・精神的負担や不安を和らげるとともに、当該子どものいる家庭の経済的負担軽減を目的に、令和7年度からこども医療用ウィッグ購入費等助成事業を開始するものです。

3、事業内容といたしまして、①対象者は小学1年生から18歳までの市民で脱毛症状によ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

り前頭用の医療用ウィッグを必要とし、購入またはリースした人です。なお、成長等により買換えされることも想定し、1回限りではなく、2年ごとに申請ができることといたします。

②対象経費は、令和7年4月1日以降でウィッグの購入、リースに応じた費用及び診断書等の発行に係る文書料とし、③助成額は対象経費の2分の1、上限を5万円といたします。

最後に、4、スケジュールといたしましては、7月末から市民周知を行い、8月から事業を開始したいと考えております。

なお、10ページ、11ページに補助金交付要綱案、綱領を添付しております。

説明は以上です。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

続きまして、教育推進担当所管分につきまして御説明いたします。

議案書108ページをお願いいたします。

ページ中段の英語教育・読書教育推進事業の12委託料において、英語力向上支援講座委託料839万4,000円を計上しております。

その内容につきまして、補正予算補足資料により御説明いたします。

補足資料の12ページをお願いいたします。

1、補正の金額は、委託料839万4,000円です。積算としましては、参考見積りを基にし、1級支援講座受講料の積算で36万3,000円、準1級支援講座受講料の積算で229万6,800円、2級支援講座受講料の積算で666万6,000円、計932万5,800円。受講負担金として、受講料の1割の93万2,580円、受講料から受講負担金を差し引いたものを委託料としております。

次に、2、補正の理由は、（1）これまでの英検受検料補助の取組に記載しているとおり、平成25年度以降令和6年度までは中学校3年生及び義務教育学校9年生のみを対象に、実用英語技能検定3級以上の受検料補助を実施してきたところです。一方で、令和7年度より姉妹都市ブルーミントン市への学生派遣の応募対象を3級の所持を応募条件としたことや、最近の受検者の内訳について準2級以上の受検者が全体の45%を超えている状況にあることから、令和7年度当初予算にて、これまで受検料補助の対象を中学校3年生に限定していたものを中学1から3年生まで拡充し、早期の段階で英語学習の意欲を高めることとしました。この件についての予算措置は資料のとおりでございます。

（2）令和6年度の英検受検の実績と令和7年度の英検保有状況ですが、令和6年度の英検受検の実績については、英検受検料を補助した中学校3年生のみの実績ですが、1級や準

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

1 級、2 級へ挑戦する生徒がいる状況です。また、令和 7 年 4 月に市内中学校全学年を対象に実施した英検の保有状況からも、今後、1 級や準 1 級、2 級に挑戦するであろう生徒がいる状況です。

続いて、資料13ページをお願いいたします。

これらの状況を踏まえ、(3)に記載しております目的のとおり、本事業は、大阪府立高校入試において2級以上の取得により学力検査当日の英語の点数が一定程度保証されることから、積極的に支援するものです。加えて、ハイレベルの英検を取得するにとどまらず、将来的にはそれを生かし、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成もめざすものでございます。

具体には、2 級取得、準 1 級取得、1 級取得をめざす生徒を対象に、英語力向上支援講座の受講料を支援しようとするものです。

なお、受講負担金については、途中で受講辞退とならないように一定の自己負担が必要である一方で、自己負担額が高額になると受講者が少なくなる懸念もあることから、受講料の 1 割を自己負担とし、受講負担金の徴収も含めた支援講座運営委託料について補正予算を計上しようとするものです。

続きまして、(4) 英語力向上支援講座について御説明いたします。

ハイレベルの英検の合格に向け期待するプログラムとして、コーチングと自主学習の両面において効果的な学習を実現する内容、日常英語、学校英語を超えた語彙力を育成できる内容、4 技能——リーディング、リスニング、ライティング、スピーキング全てを強化できる内容、英語力の育成だけでなく、グローバルな視野を育成する内容。実施時期は11月中旬から3月中旬とし、令和 8 年 5 月下旬の英検での合格をめざします。講座内容としましては、週 1 回程度以上のコーチングに加え、受講者が行う自主学習を計画的、効率的に進めるため、AI アプリを活用した学習支援、学習履歴確認が行えるものを想定しています。

今後の予定としましては、補正予算について御可決いただいた後、プロポーザルによる業者選定を行い、9 月下旬に受講者募集、10 月下旬には受講者を決定し、11 月から支援講座を開講する予定でございます。

説明は以上です。

○浜田千秋委員長 岩井課長。

○岩井靖久教育・こども部学校教育室教職員担当課長 学校教育室教職員担当課長の岩井です。

続きまして、教職員担当所管分につきまして御説明させていただきます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案書108ページをお願いいたします。

ページ中段の学校教育支援事業の7報償費において、和泉ミライの教員育成事業実習生報償費として128万円を、11役務費として、支援人材傷害保険料として3万5,000円を計上しております。

その内容につきまして、補正予算補足資料により御説明いたします。

補足資料14ページをお願いいたします。

(2) 補正の理由ですが、まず、本事業実施に向けた背景といたしまして、全国的な教員や教員の成り手不足にある中、教職員定数の見直しや小学校での専科指導などが進められており、児童・生徒数は減少傾向にあります。教員はますます必要な状況となっております。また、質の高い教職員の育成、確保も課題となっており、若手教員の早期退職の傾向や処遇改善などへの対応検討が求められているところです。

趣旨、効果としましては、本事業では、教員をめざす学生を和泉ミライの教員育成事業実習生として学校へ派遣し、和泉市内の各小・中・義務教育学校を学生の学びの場、児童・生徒との触れ合いの場、和泉を知る場とし、和泉市で先生になりたいという人材の育成と支援を行うことにより講師などの人材確保などに資するものとして進めてまいりたいと考えております。

期待する主な効果としましては、1、和泉市で先生になりたいという学生の人材育成を図る。2、本事業の実習生を将来、講師などへ任用することでよりよい人材による教員不足の解消を図る。3、児童・生徒に近い距離からサポートする未来の先生として教育課程に関わることで学校教育活動の充実を推進する。4、和泉市の特色ある教育施策として、教育のまち和泉のまちづくりの施策としてもアピールするなどになります。

(3) 主な活動内容につきましては、教員の授業補助、児童・生徒対応などとして、具体的には児童・生徒の学習支援、教員の業務補助、授業準備、休み時間などの児童・生徒対応、学校行事補助などを行います。

(4) 人材の確保につきましては、教育実習生、インターン生などで学校に関わりを持った学生を中心に確保していきたいと考えております。

説明は以上です。

○浜田千秋委員長 濱田課長。

○濱田直美教育・こども部学校園管理室保健給食担当課長 保健給食担当課長の濱田です。

続きまして、保健給食担当所管分につきまして御説明いたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案書108ページをお願いいたします。

ページ下段の小学校給食事業及び中学校給食事業の18負担金補助及び交付金において、学校給食費補助金、小学校5,100万円、中学校3,300万円を計上しております。

内容につきましては、補足資料により御説明いたします。

補足資料の15ページをお願いいたします。

まず、1、補正の金額は8,400万円です。

次に、2、補正の理由は、令和7年度の米飯と牛乳の価格が値上げとなることが確定し、現行の給食費では安定的な給食運営の継続が難しくなるため、不足する給食費を市が負担することで給食の質を維持し、保護者の経済的負担を軽減しようとするものです。

次に、3、米飯と牛乳の価格上昇の状況は記載のとおりで、1人当たりで月額で小学校が500円、中学校が590円の増額となります。

次に、4、補正予算の内容は、令和7年4月から米飯と牛乳が値上げされていることから4月分から補助することとし、小学校が5,100万円、中学校が3,300万円の合計8,400万円です。

なお、本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用する予定です。

続いて、資料16ページをお願いいたします。

最後に、5、参考としまして、令和7年4月当初時点での給食費に米飯と牛乳の上昇額を加えた暫定給食費としまして、月額で小学校が5,420円、中学校が6,110円となります。

説明は以上です。

○浜田千秋委員長 橋本課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

続きまして、生涯学習担当所管部分について、補足資料を用いて御説明させていただきます。

補足資料17ページ、青少年の家・槇尾山森林浴コース管理運営事業債務負担行為を御覧ください。

1、補正予算についてでございますが、本施設は令和9年4月のリニューアルオープンに向けて取組を進めており、改修に係る実施設計業務を令和6年度末に完了しました。本施設のリニューアルオープンに向けた工事及び準備につきましては、令和8年1月から令和9年3月までの間、施設を休館し、実施する予定でございます。リニューアル工事による改修及

び工事監理に加え、既存の施設の整理を行う必要があることから、補正予算の要求を行うものでございます。

なお、当該事業については、地方創生交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金の後継に当たる新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付対象事業として採択されましたことを御報告申し上げます。補正の金額としましては、補正予算要求額 6 億 5,370 万 5,000 円でございます。令和 7 年度予算分及び債務負担分の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

水不足対策に係る工事費につきましては、本施設内で使用する水は湧水ろ過にて確保しているものの、令和 6 年の夏季において湧水の減少等により施設に十分な水を供給できない問題が複数回発生したことを受け、リニューアルに当たり新たな水源の検討や水質及び水量の調査等を行った結果、現行の箇所から上流部において湧水があることが判明し、上流部の取水口からも湧水を取水することで水不足の解消を図るものでございます。水不足解消工事に係る積算の結果、水不足対策に係る改修工事費が約 450 万円となりました。

2、業務内訳につきましては、各項目の総予算を記載しております。

続きまして、3、補正の科目別内訳でございます。

各予算科目の令和 7 年度予算分及び令和 8 年度までの債務負担分を含めた補正金額の内訳となっております。

続きまして、19ページをお願いします。

4、今後のスケジュールでございます。

令和 7 年 8 月頃からリニューアル工事業者の選定を行い、工事請負契約締結議案を令和 7 年第 4 回定例会において提出し、御審議いただく予定でございます。令和 8 年 1 月からリニューアル工事を開始し、令和 9 年 1 月にリニューアル工事が完了予定であり、2 月からリニューアルオープン準備を行い、4 月にリニューアルオープンの予定でございます。

また、現時点でのイメージとなりますが、20ページ、計画図にてサウナの配置、21ページから 23 ページ、サウナ図にてサウナの外観、24 ページから 25 ページにおきまして、1 階及び 2 階平面図において現状での主なリニューアルイメージについて記載をしております。

説明は以上です。

○浜田千秋委員長 横田館長代理。

○横田昌幸生涯学習部久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の横田です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

続きまして、久保惣記念美術館所管分につきまして御説明いたします。

議案書104ページをお願いいたします。

債務負担行為補正、最下段の美術館リニューアル基本計画策定事業として、令和7年度から令和8年度までの期間で1,320万円を計上いたしました。

内容につきましては、別添の厚生文教委員会所管分補足資料に基づき御説明いたします。

26ページをお願いいたします。

まず、2、補正理由でございます。

当館は開館から43年が経過し、施設及び設備の老朽化が著しいこと、また、美術品等のコレクションは開館時の500点から1万3,000点となり、展示スペース及び収蔵庫の狭隘化が問題となっています。また、美術館の役割は時代とともに変化しており、令和4年度からアートコンクールを開催するなどアートセンターとしての役割も担っていることから、多様化するニーズに対応するため、展示・収蔵施設及び設備の全面的な更新などの長寿命化に合わせて現代のニーズに対応する改修やアップグレードを行う必要があるため、リニューアル基本計画の策定を行おうとするものです。

次に、3、スケジュールですが、令和7年7月に事業者選定に係る公募型指名競争入札を実施、本年9月に契約締結を行い、令和8年9月にリニューアル基本計画を策定する予定となっております。

27ページには、今後、リニューアル計画を進めるに当たって指針とするため、本年2月策定の久保惣記念美術館運営ビジョンにあるリニューアルの考え方にに基づき作成しましたリニューアル基本構想を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

坂本委員。

○坂本健治委員 明政会の坂本です。

それでは、英語力向上支援講座についてお聞きいたします。

まず初めに、この事業の目的を含む概要説明を聞く中で幾つかの疑義を抱いたものであり、その部分についてお聞きしたいと思います。

概要説明を聞くと、事業を実施するに当たって何か課題があつてのことだというふうに思いますが、なぜこの事業を実施するに至ったかをお聞かせいただけますか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

本市で実施している英検受検料補助事業については、平成25年度から開始し、昨年度で12年を経過したところです。制度を活用する生徒のうち、2級以上にチャレンジする生徒の割合が増えている一方で、2級以上の合格率については直近3年で10%強にとどまっており、準2級の合格率約26%や3級の合格率約34%よりもかなり低い結果となっております。

2級合格に向けては、難易度が高く、受検する生徒にとって大きな壁となっているところです。こうした状況を踏まえ、英語力向上支援講座を実施することにより、公立高校入試で一定程度の点数が保証される英検2級以上の取得をめざす生徒を支援するものです。加えて、英検2級以上を取得することにとどまらず、将来的にはそれを生かし、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成もめざすものです。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 ありがとうございます。

今の答弁によると、英検2級以上をめざす生徒への支援ということでしたが、そもそも私の認識では、中学校卒業程度の英語力を証明するとしては英検3級程度が妥当だというふうに考えております。

事前にお話しする中で、現在、中学校3年生のうち、中学校2年生までに英検3級以上を取得している生徒が333人であると聞きました。ここから取得する生徒もいるとしても、卒業までに和泉市内の公立の中学3年生の人数は約1,400人いるという中で、約4分の1程度しかないというふうに思われます。そのような状況なら、英検2級以上をめざす生徒への支援をするのではなく、英検3級に向け、支援するべきではないかというふうに思います。

そもそも和泉市の公教育の学校の先生に対しては、近隣の市に比べれば本当に手厚く、多く支援してる市だというふうに私は認識しております。そんな中でいずみ希望塾であつたりいろんな施策をしていく中で、先生の負担を少しでも減らそうというような努力も他市に比べたら和泉市は頑張ってるというふうに思うんですけども、この数字を聞くと、和泉市というのは、英語教育に力を入れている割には333人しかいないということに対して、やはり現場の指導力に対しては大きな疑問を感じるころがあるということを付け加

えておきます。

何が言いたいかといいますと、公立の義務教育を卒業した基準が、先ほど言ったように公立の中学校3年生の人数は1,400人中、英検3級以上の生徒が333人であり、4人に1人の割合でこの3級というような形になってるということなんですよ。仮に1級の生徒を3倍の10人ぐらいこの事業で合格率を出すというふうにすると、和泉市の3年の生徒約1,400人中1,000人が英検3級。難しいですか。要するに、3人輩出で466人中1人なんですよ。英検1級を持つてる生徒の割合が。

それで、逆に言うと、英検3級を持つてるのを約3倍にすると、1,400人中1,000人ぐらいの英検3級の子どもを輩出するというふうな目的にしたほうが。普通聞いた場合、和泉市の公教育を受けた場合、10人も1級取ってますよと胸を張って言うのか。和泉の公教育を3年生まで受けたら、英検3級の資格を持った生徒が1,400人中1,000人もいますよと、半分以上の生徒が3級以上を持っていますというふうなことのほうが、私は本当に子どもたちのために広くチャンスを与えながら教育の底上げができるものだというふうに考えていました。

そんな中でこの和泉市がこれまで進めてきたのは、先ほども言ったようにいずみ希望塾のように全体的に底上げを図る施策、また、生活困窮者世帯に対して配慮した施策を実施してたというふうに私は認識しております。これについてはおおむね評価してるとともに感謝してるところではございますが、ところがこの事業は、表現はよくないかもしれませんが、上位層のみ引き上げるものとなっており、和泉市はいつの間に方向転換というか、教育方針の基本を変えていったのかなというふうに思ってしまったので、その辺の見解を改めてもう一度お答えいただけますか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

英検3級以上の取得をめざす生徒への支援としては、今年度から英検受検料補助の対象を全学年に拡充したところでございます。それに加えて、英検2級以上の取得にチャレンジしようという意欲ある生徒の支援も進めようとするものです。

市としましては、経済的支援を要する家庭も考慮した全体の底上げを図るとともに、英語を学ぶ意欲の高い生徒に対しても支援しようとするものです。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 いや、今の答弁は本当詭弁ですよ、僕から言わしたら。

何かというと、今の英検受検料補助の対象学年の拡充は全体の支援というような答弁をしたと思うんですけども、この英検の受検料の補助による支援と今回のこの事業についての内容は全く違うものですよ。それは何かというと、英検を受ける、授業を受けるお金を補助してるのか。それとも英検を取るために言うたら特別の講師、要するに勉強を教えるということですよ。要するに、手数料を補助してるのと中身を補助するのは、これは全然違いますよ、言うてる意味合いが。そんな中で英検の補助はあくまでもその受検の機会、いわゆるチャンスを増やすものだというふうに思ってます、受検料の補助は。

ほんで、今回の事業は特別なトレーニングによって英語の力を育成するものであって、先ほども言ったように、支援の中身が僕は全く違うと思ってるんですよ。今回の事業が2級以上の講座だけではなく、準2級や3級の支援講座も実施するのであれば、多少私は理解する部分もありますが、今回の事業は上位層の100人未満の生徒だけの英語力を育成するものであって、これまで和泉市が大切にしてきた、先ほども言った大切にしてきた考え方とは真逆の、私は上からの引上げだけの真逆のやり方というふうに理解したんですよ。だから、これは腑に落ちないなと。

また、この支援講座の事業を受ける所得制限の説明がなかったということは、基本的にこれは所得制限はないというふうに理解しております。ということは、一般の英検の上位級の取得をめざすお子さんの家庭、どちらかというと教育に対して熱心な家庭が多く、また、経済的にも余裕がある家庭が多いと思われれます。また、既に英検、教育関連の私塾に通ってる生徒が大半であり、何が言いたいのかといいますと、もう塾に通ってるんですよ、英語の塾に。

今回、私の知り合いの中学生、1年でもう既に英検2級を持ってる子どもがいて、その子どもに質問をしてリアルな意見をちょっと聞かせていただきました。その子は、今後英検1級を取得するかと聞いたところ、もちろん取得しますと、頑張っ取りたいですと僕に言ってくれました。それでは、もし和泉市が英検1級や英検2級を受ける生徒に、合格率が低いから無料で専門の塾に通わせてくれると言ったらうれしいか、そして、その塾に行くかとその子どもに聞いたら、正直、僕はもう今まで多くの塾に通ってますと。だから、遊ぶ時間がないくらいだからこれ以上塾を増やされても困ると、うれしくないと言うんですよ。そして、その子は英語の塾に行ってるので必要ないと。

そして、その保護者にも、じゃ、意見をちょっと聞きました。どういことでしょうかね、こういうのやったらどうですかと言うたら、うちは決して裕福とは思ってませんが、子どもたちが通いたい塾には行かせるぐらいの経済力があるので、もしもそのような制度を考えて

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

いるのであれば、思うように塾に通わせたいが通わせられない、経済的に厳しいところに必要だと思いますというような至極真つ当な御意見をその保護者はされてました。

そのような意見もある中、なぜ所得制限などを設けなかったのかお聞かせください。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

本事業はチャレンジ意欲の高い生徒を支援することをめざすとともに、公立高校入試とも連動する英検２級以上の取得者増加につなげることを目的としているものです。

なお、この支援講座の受講を途中で放棄しないよう、受講者負担も求めつつ、家庭の経済状況にかかわらず受講できるよう、その負担を１割負担とすることで受講者への配慮に努めているところです。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 答弁が僕からしたらちょっとかみ合っていないかなというふうに思うんですけれども、強い意志を持って２級取得をめざす生徒であれば、受講者の負担が１割どころか全額でも私は受講するのではないかというふうに思ってます。

さて、もう一つの目的である、今言ったグローバル人材の育成と英検２級以上の取得の関係性についてもちょっと疑義を感じています。

私は、令和５年に和泉市の姉妹都市であるアメリカ・ミネソタ州のブルーミントン市に、ここにおる辻市長と前教育長と私と派遣中学生と共に訪問いたしました。そのときに、和泉市の当時派遣した中学生が、現地の市長や市議員が出席し、多くの市民が傍聴する市議会の議場で英語で堂々とスピーチし、現地の人たちから大きな称賛を受けたことをもう目の前で見てたわけです。本当に本当に感動もしましたし、いや、本当に今の若者というのは素晴らしいんだと。これだけアメリカ、外国に、異国に来て堂々と英語で胸を張ってスピーチするということに対しては本当に感動したんですよ。

今回の和泉市において、ブルーミントン市に派遣する中学生の人数をクラウドファンディング等を活用しながら、辻部長におかれましても大変尽力いただきまして増員して行けるといような形で、今回、ブルーミントン市に行く子どもたちの人数が増えたということに対しては本当に感謝してます。そういったことに対していろんな機会を与えることは、本当に教育の場所としてグローバル人材を育てるという一環としては、この事業は素晴らしいものだというふうに思うんですよ。

しかしながら、ここに今回募集してきた人数が増えたということは、応募資格の中に英検 3 級以上じゃないとあかんというような縛りがあったというふうに思うんですよ。そしたら、私の周りにおるある子どもが、英検 3 級、そなん取らんでもええわとおっちゃんは思ってたんやけど、アメリカ行けるねんな、ただでと。そうや、行けるよと。頑張って英検 3 級取ってみるわ、一回行きたいねん、海外旅行行ったことないねん。いや、おまえ、旅行と違うでと、そやけどそれはええことやと、頑張って取れという子が 1 人いまして、その子が受かったか受かってないかは別ですけど、そういったことに対して、やっぱり広く子どもたちにチャンスと希望を与える事業だと思うんですよ、この事業は。

じゃ、公平に幅広くそういったチャンスをあげる事業じゃなく、今回のような英検 2 級以上を取得することが効果的でグローバルな人材を育成できるというふうに言ってるんです、そちらは。僕は全然それは違うのかなというふうに思ってます。単に英語の得意な子どもを育成することにすぎないというふうに、私はきつい言い方ですけど思ってます、このことも踏まえて見解をお聞かせいただけますか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

グローバル人材の育成については、スポーツ等を通じて世界で活躍する形なども想定され、英検 2 級以上の取得のみをもってグローバル人材が育成されるものではないと認識しております。

ただ、グローバル人材として必要な異なる文化を持つ人々と意思疎通を図るための交渉力やプレゼンテーション能力、相手の意図を正確に理解する力、高いコミュニケーション能力などを発揮するためには高い語学力の習得が必要であり、世界標準の英語を駆使し、より堪能な英語を話すことができるようになることで自己有用感が高まり、将来の目標として世界で活躍することをめざす手段になるものとも考えております。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 ありがとうございます。

今の答弁の中でもあれですけども、基本的にスポーツを通じて世界で活躍する形なども想定されるとありました。その点については私も同じ考え方なんですけど、スポーツをはじめとして、音楽や美術などいろんな分野において世界で活躍してる日本人はたくさんいます。分かりやすい例で言えば、誰もが認める世界で活躍している大谷翔平選手のように、世界で

活躍したいという目標に向かって努力している子どもたちは和泉市にもたくさんいるというふうに思っております。夢の実現に向けては、グローブやバット等の用具にかかる費用やクラブチームへ支払う会費や遠征費、体づくりのためのトレーニングジムへの利用料など、自分の力を伸ばすためにかかる費用は非常に高額になってるというふうに聞いております。

今回の事業の趣旨を踏まえた場合、彼らがめざす夢の支援もしてあげることも必要であるのではないかというふうに考えます。根本が一緒ですから、考え方の。そのことについてどういうふうに考えてるかお聞かせください。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

和泉市からスポーツなどを通じたグローバル人材が輩出されることもすばらしいものだと認識するところでございます。

ただ、今回の事業趣旨については、グローバル人材の育成と高校入試支援の両方を側面として、目的として整理したものでございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 全然違う。今の答弁でもあったけど、1つ指摘しておきますけど、今回の事業の趣旨については、グローバル人材の育成と高校入試支援の両方の側面を目的と今答弁したんですけど、スポーツ推薦枠や特待生枠という制度が実際ありますやんか。それを利用して、スポーツを頑張っても高校や大学へ行けますよ。入試で英検を持ってたら得しますよってあなた方は言ってますけど、スポーツやっても全然得して高校に入れますよ。早稲田大学も野球で入れますよ。そういったことがあるので、それに対しての僕はこの誤差はないというふうに思っております。そして、アドバンテージがあるなしというのは、先ほどの答弁でも本当に違和感を感じるんですよ。

ほんで、言葉を戻しますが、ブルーミントン市で堪能な英語を披露した学生さんたちを多く育てる、そして、グローバル的な人材を育成することには賛成なんです、僕はね。ところが、この手段は英検2級以上の講座の受講支援であるということ、それと、やはりこれに対して業務委託。要するに部外者にやらせると。先生ら、もっとプライド持とうよ。英語に一生懸命力を入れてるんでしょ。ネイティブの先生雇うてるんでしょ。そこで3級取るぐらいの学力のある先生、いっぱいおるでしょう。引き上げろよ。何でお金を出してそんな部外者にお願いしないと学力が上がらないんですか。そんなばかな話ないですよ。

そして、市長は学力の向上に様々な取組を今までもしていただきました。もうそれに対しては力入れてるなというふうに、和泉市は本当に周りの市からも羨ましいなと言われます。それでも、中学程度でさっきも言ったように３級以上を持ってる。３級。３級は入り口ですよ、基本的には。この３級により多く合格してくれることによって裾野が広がるんですよ。裾野が広がれば、おのずとやっぱりその頂点は広がりますよね、高くなりますよね。ということは合格率も高くなりますやんか。

ところが、今言ってるのは違うんですよ。上の人間を２人やったのを３人にしたい、３人を４人にしたいと言ってるんですよ。裾野はほったらかしですよ。これが僕は今回ちょっとすごく残念な観点やなというふうに思うんですけど、その辺についてどのように考えてるかお聞かせいただけますか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

市として英検３級の取得者を増やす取組は非常に重要であると考えております。

現在、学校における英語教育においては、ネイティブの英語に触れ、英語への関心を高めることを目的に、全ての学校でＡＬＴを活用した外国語活動や外国語の授業を実施したり、夏季休業中には英語でのコミュニケーションをＡＬＴと行うイングリッシュイベントを行ったり、英語習得への意欲向上を図っているところです。

また、今年度より英検３級以上の受検料の補助対象を中学生全学年とし、受検機会が充実したことにより早い時期から英検３級の取得にチャレンジする生徒が増え、全体的な底上げも期待しております。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 英検の受検機会の充実についてはとてもいいことだというふうに思っております。基本的に受検機会の充実より、多少はもう学ぶ意欲の向上と学力向上につながるかもしれませんが、しかしながら、英検２級以上をめざす生徒のみを対象としているこの支援講座の実施については、市として本当に進めるべき施策であるか腑に落ちないところなんです。この点について、改めてもう一度市としての見解をお聞かせください。

○浜田千秋委員長 上田教育指導監。

○上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

もう委員御指摘のとおり、本事業においては、英検２級以上の取得をめざすチャレンジ意

欲が高い生徒への支援でございます。本事業の実施後においては、しっかりした効果検証を行い、それとともによりよい事業実施に向けた制度の見直しも含めて検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 これ以上やっても、これに対してもう反対というような立場ではないんですよ。なので、もうこれ以上議論することはやめますけれども、でも、私の指摘してる部分に対しては、ちょっと一度立ち止まって考えていただきたい。

そして今回、私が疑義に感じてる部分は、英語力の向上、グローバル人材の育成といった部分に対して文句を言ってるわけじゃないんですよ、指摘してるわけ違うんですよ。何度も申しますが、ブルーミントン市で和泉市の生徒が堪能な英語を話されたことについては、本当に本当に大きな感動を覚えていますし、こうした子どもたちを育成したいという思いは皆さんと本当に同じなんです。ただ、私が疑義に感じてる部分は、その手段が上位層を対象とした講座を実施していくという点にあります。

先ほどから指摘してるように、英語力の向上に対して本当に大切だと言うなら、3級からそういう講座をつくってあげるといふ。そして今、費用はこれは800万円ですけど、これがゼロが多い8,000万円かかると言っても、私はそれは賛成なんです。裾野、チャンスを広げて多くの方にやっていただく。そして、中学校卒業程度で3級の英検の大体認知力があると言うなら、この3級を取らせましょうよ。それに対して講座をやりましょうよ。それに対して、対象者が多いので8,000万円ぐらいかかります、全然いいじゃないですか。和泉市は英語に力を入れてるんだから。そして、その3級を取った子は、3級まで取ったんやからもう一つ頑張って2級取ってみようかなという気力が湧く可能性が高くなるのと違いますか。そうすることによって、2級を取った子は、じゃ、次もう一つ、もう一つと言うて、最終最後の1級を和泉市から取得する生徒が増えていくと。これがやっぱり下から上がっていく段階のすばらしい公教育がやるべき指導であるというふうに私は考えてるから、今回指摘をさせていただいたんですよ。

だから、そういうことに対して、私はもう後ろ向きになるんじゃないくて、これはやらないよりも、それでも一人でも1級を増やす。やらないよりもやったほうがいいと思います。しかしながら、そのやる手法についてはいろんな考え方。いろんな、走ってしまったときに一度立ち止まって点検、要するに考え直す。そして、何か漏れてないかなって。この制度に

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

対して日陰になってる子がいないかな、なるべく多くの子にチャンスを与えられてるかなと
いうことをやっぱりもう一度検証した中で、今回じゃなく、これをやった、その答えを見た
中で検証していただいて、さらなる高みにチャンスをめざす子どもを増やしていただきます
よう強く要望して終わります。

○浜田千秋委員長 委員会の途中でありますが、お昼のため、午後 1 時まで休憩いたします。

(午前11時52分休憩)



(午後 1 時00分再開)

○浜田千秋委員長 午前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はありませんか。

大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。市民未来の会、大浦でございます。

午前中の坂本委員に引き続きまして、私も英検の 2 級の話をちょっとさせていただきたい
かなと思います。

英語学習の意欲を高めるために英語検定受検料の補助を全中学生に拡大するとともに、公
立高校入試で有利になる英語検定 2 級以上の取得促進と国際社会で活躍できる人材育成を目
的に英語力向上支援講座受講料の一部を補助しますということですが、現在行われてる英語
検定試験 1 回分助成とは別に、講座受講にも一部助成支援を追加でやってくれるということ
かどうかというのだけ、もう一回確認します。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長、隅埜です。

委員御指摘のとおり、既に制度化している実用英語技能検定受検料補助とは別に、英語力
向上支援講座として新たに受講料を補助するものでございます。

英語力の向上に関しては、A L T の配置、中学生への英検受検料補助、夏休みにおける英
会話に特化したイベントを実施することで、3 級より上の級を受検する生徒割合は増加して
いるところでございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

それでは、これに当たる講座というのはどういうものを指すのか、もうちょっと少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長、隅埜です。

英語については、現在の公立高校入試において難易度が高いとされている英検 2 級以上を取得していることが有利になっており、その支援に加えて、進学後のさらなる成長、グローバル人材の育成も目的としております。

なお、その対象者は、英検準 2 級から準 1 級を所持し、それぞれ次のステップとなる英検 2 級から 1 級の取得をめざす和泉市在住の中学校 1 年生から 3 年生で、講座のイメージとしては、学習用アプリを活用してリーディング、リスニング、ライティング、スピーキングの 4 技能全てを強化するとともに、集団やマン・ツー・マンでのコーチングを双方向のオンラインで週 1 回程度行い、個別最適な学習を支援するものです。

以上です。

○浜田千秋委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 御説明ありがとうございます。

この補助自体というのはいいことだなというふうには思うんですけども、午前中に坂本委員からもありましたように、2 級以上だと公立高校受験対策に役立つからだという説明もありましたけども、中学生にいきなり 2 級というのは高過ぎるハードルなんじゃないのかなというふうに思います。

といいますのも、この英検 2 級というのは高校卒業レベルの難しさだというふうに言われてます。そして、1 つ手前の準 2 級ですら高校の中級レベル。ほんで、坂本委員も言ってましたけども、3 級は中学卒業レベルというふうに言われてますね。

中学生を対象にするというのであれば、やはり私も同じ考えなんですけども、まず 3 級や準 2 級と段階を踏ませてあげるべきだというふうに考えますけども、この級に対する対象範囲を広げる考えはありませんでしょうか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長、隅埜です。

大阪府において実施される現在の公立高校入試の英語において、英検 2 級以上の所持により学力検査当日の英語の点数が一定程度保証されることから積極的に支援するものとし、対

象は2級以上としております。

以上です。

○浜田千秋委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 よく分かりました。

現在の公立高校の入試の英語において英検2級だからと。だから、あくまでも公立高校入試に有利になるという理由でしたけども、そもそも公立高校を受験するに当たって2級が必要だというか、2級がないと有利にならないという設定自体がもう高過ぎて、そもそも違和感がないのかなと。これは府教委のほうかな、府立高校のほうに言わないといけないんでしょうけども、市の教育委員会の考え、違和感はないかどうかというのをちょっと聞かせてもらえますか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

大阪府公立高等学校入学者選抜に活用できる英語資格については、大阪府教育委員会が定めているものでございます。

なお、英語資格を活用して受験した生徒は、制度を開始した平成29年度入学者選抜では345名で志願者の約0.7%でしたが、令和6年度入学者選抜では4,261名で志願者の約10.7%まで増加している状況にあり、制度開始当初の約15倍となっております。

以上です。

○浜田千秋委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 増えていると。ただ、増えてるにしても当初0.7%からの15倍ですから、15倍になったところで10%ちょっとなんだなということがよく分かりました。

この英検資格を活用する生徒が増えてるということは、増えてる分については理解するところでございますけども、このような勉強というか英語を一生懸命頑張る子というのは、この先、多分高校で止まることなく、大学受験も視野に入れて頑張る子らなんじゃないのかなというふうに想像します。

そんな大学受験自身の英語検定利用の状況を見ますと、いかに公立高校で2級という設定がおかしいということが分かります。例えば関西の私立大学で、例を挙げますが、2級を持っていったらかなりの大学で推薦やAO入試で有利になるのは分かってるんですけども、1つ手前の準2級でも有利になる大学というのはたくさんあって、例えば関関同立の中の関西学院大学、それから京都産業大学、近畿大学、甲南大学、龍谷大学というような産近甲龍と

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

いうレベル、この4つは全て有利になります。さらに摂南大学とか。摂神追桃の摂ですよ。有名なところだけでもこれだけあるんですよ。準2級でこれだけあるんですよ。

だから、大学の有名どころでも準2級で有利になるのに、公立高校は2級やないとあかんという、ちょっとおかしいんじゃないのかなと。市教委に言うても仕方ないんですけど、府教委に言わないといけないことなんでしょうけども。そういう考えを僕は持ってるんで、そういうふうに高校受験が2級が有利になる、だから2級なんだということじゃなくて、大学受験にも視野を広げて見てみたら、せめて準2級までは対象範囲を広げるべきというふうに僕は考えておるんですけども、いかがでしょうか。

○浜田千秋委員長 隅埜課長。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育推進担当課長 教育推進担当課長の隅埜です。

本事業の目的の1つは公立高校入試に活用することであることから、対象については2級以上の取得をめざす生徒としております。ただ、今年度からの取組でもありますので、取組結果の検証、分析は必要であると認識しております。

以上です。

○浜田千秋委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

今回は2級以上の取得をめざすと。スタートですし、それを理由にスタートしていただいたんやったらいいかなというふうには思いますし、今の答弁の中でも、今年度の取組であるので取組の結果、検証、分析は必要であると認識してるということを言っていたいてますので、やっぱり高過ぎない目標、それから将来的に何に役立てるのかといった広い視野で中学生を応援してあげてほしいなと思いますので、ぜひ検討いただきますようによろしく願いをしまして質問を終わります。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

北川委員。

○北川美穂委員 北川です。

子どもの生活支援拠点事業について質問させていただきます。

この事業は、困難を抱える子ども本人への直接的な支援が中心になるかと思いますが、その背景には家庭の課題も大きいと考えます。その対象者について、児童虐待やヤングケアラーなど困難を抱える小・中学生とのことですが、具体的な対象者像と利用方法について教えてください。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、和泉市内の虐待やヤングケアラーなどの課題があり、本事業の対象となる小・中学生は現在どのぐらいいるのでしょうか、お聞かせください。

○浜田千秋委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

具体的な対象像といたしましては、家庭での養育が困難であったり、家族のケアなどを日常的に行っているヤングケアラー状態にあるしんどさを抱えている子どもたちとなります。

利用の決定に当たりましては、大阪府子ども家庭センターや庁内関係課で構成する要保護児童対策地域協議会において必要性を検討し、学校などの関係機関からの情報も踏まえ、市として特に支援が必要と認めた小・中学生の利用を想定しております。

また、当該事業の対象となる小・中学生としては、50人程度を想定しています。

以上です。

○浜田千秋委員長 北川委員。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

ヤングケアラーや虐待といった課題は、子ども本人だけでなく、その背景にある家庭の困難や親の孤立、社会的な支援の不足といった複合的な問題と深く結びついていると思います。一時的な支援や親だけ、子どもだけと切り分けた支援では根本的な課題が解決されず、問題が繰り返される可能性があると思いますので、子ども本人への支援だけでなく、その保護者への支援も重要であると考えます。

実際、困難を抱える家庭の中には、親御さん自身が誰にも相談できずに孤立していたり、そもそも支援の受け方が分からないといった状況も少なくないと思います。子どもたちを本当の意味で守るためには、拠点の設置に加えて、保護者への寄り添いや相談支援、関係機関や地域との丁寧な連携が欠かせないと思いますが、この事業では保護者に対してどのような支援を行うのでしょうか、お聞かせください。

○浜田千秋委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

本事業は、困難を抱える家庭を孤立させないため、保護者への支援についても検討しております。具体的には、拠点の職員が日々の送迎時などのコミュニケーションを通じて保護者との信頼関係を築き、子育ての悩みや生活上の困難に関する相談に応じる予定です。

以上です。

○浜田千秋委員長 北川委員。

○北川美穂委員 ありがとうございます。この事業が困難を抱える子ども本人だけでなく、その保護者も含めて支える重要な取組であることが分かりました。

この事業をスタートさせるに当たり、市としての今後の方向性やビジョンについて伺います。また、将来的には、この事業を通じて困難を抱える子どもたちに対してどのような支援をめざしていくのか、お考えをお聞かせください。

○浜田千秋委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

今後の方向性といったしましては、まず、令和8年1月に開設する1か所の拠点で着実に支援実績を積み重ね、その事業の効果と課題を検証していきます。

また、将来的には、子どもたちがこの拠点での職員やほかの子どもたちとの関わりや体験を通じて自己肯定感を育み、基本的な生活習慣や学習習慣を身につけることを目標に、将来的には社会で自立していくことをめざします。

以上です。

○浜田千秋委員長 北川委員。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

行政が主体となって、学校や関係機関、地域社会としっかり連携しながら子どもたちが安心して過ごせる場所、そして、信頼して関われる大人と出会える機会を確保していくことは、子どもたちにとって将来の自立や希望につながる大切な一歩であると思います。

しかし一方で、和泉市内で支援を必要とする子どもたちが約50人程度と想定される中、今回の拠点での受入れ可能な人数は5から7人に限られています。この事業が形だけのものにならないようにその効果や課題を丁寧に見極めながら、今後、対象枠の拡大も含めた取組を進めていただけますようお願いいたします。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第41号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第41号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○浜田千秋委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 1 時15分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 浜 田 千 秋